

令和元年10月25日開設 宍粟市病児・病後児保育事業

病児・病後児保育とは

病気などで、児童が保育所等での集団生活が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的にお預かりする制度です。

対象児童

以下の全てに該当する児童

- 保護者が宍粟市に居住または勤務している児童、または保護者がたつの市、佐用町、上郡町に居住している児童
- 概ね生後6か月以上の乳児・幼児または小学校に就学している児童
- 症状が安定しており当面症状の急変は認められないが、病気や怪我で集団保育が困難な児童
- 保護者の就労、疾病、その他の事由により、家庭において保育が困難な児童

対象となる疾患

- 子どもが日常的にかかる病気（風邪、下痢等）
- 感染症（インフルエンザ、水ぼうそう等）
- 慢性疾患（ぜん息等）
- 外傷性疾患（骨折、ケガ等）

※病気の急変の可能性が高い場合や、入院加療の必要な場合等はお預かりすることができません。

協力医療機関：公立宍粟総合病院

実施場所

宍粟市病児保育室 『そらまめ』

〒671-2576 宍粟市山崎町鹿沢91番地20 (裏面に地図)

※看護師1名、保育士1名で保育します。

利用定員

1日あたり3名

※症例により3名受け入れること
ができない場合があります。

利用日数

1疾病につき連続7日まで

(休所日含む)

10/8～登録可能
今年度中に利用が
見込まれる場合は、
事前に登録を！

利用時間

月曜日～金曜日
午前8時～午後6時

※土日、祝日、年末年始は
休所日です。

利用料

1日あたり 1,000円

※幼児保育無償化の対象事業です。
ただし、無償化には条件があります。
※医療費等の実費額は保護者負担です。



利 用 の 方 法

事前に
受付時間：
午前8時～午後6時
（土日・祝日、年末年始は除く）
利用の前日まで

- ① 利用登録** 令和元年10月8日～登録可能
- 事前登録が必要です（有効期間は登録日から当該登録日の属する年度末まで）
必要書類：「病児・病後児保育事業利用登録申請書」「母子健康手帳」
提出先：宍粟市病児保育室、社会福祉課、一宮保健福祉課、波賀保健福祉課、千種保健福祉課
※病児保育室以外は、受付時間：午前8時30分～午後5時15分
- ② 仮予約**
- 利用しようとする前日までに病児保育室へ電話で仮予約する。（先着順）
- ③ 受診する**
- 宍粟市病児保育室に仮予約後、医療機関で医師の診察を受ける。
医師記入の「病児・病後児保育連絡票」を受け取る。※病状により発行できない場合があります。
(連絡票費用は個人負担)
- ④ 本予約**
- 医師の「病児・病後児保育連絡票」の有無に関わらずその結果を電話で連絡する。
- ⑤ 利用申請**
- 利用日の前日までに「病児・病後児保育事業利用申請書」と「病児・病後児保育連絡票」を宍粟市病児保育室に提出する。（FAX可）FAX番号：62-8686
- ⑥ 利用する**
- ⑤の書類を前日までにFAXされた方は、当日原本をお持ちください。
次の★持参するもの★をよく確認して、予約日時にお越しください。



- ★持参するもの★** ※お預かり中の昼食は各自でご用意ください。
- 健康保険証
 - 印鑑
 - 乳幼児等医療受給者証
 - 薬（処方されている場合）及び説明書
 - お弁当、おやつ
 - コップ、スプーン、歯磨きセット
 - 着替え、タオル等（必要枚数）
 - 汚れた服等を入れるもの
- （必要に応じて）
- 哺乳瓶
 - 粉ミルク（1回ずつの分量分けたもの）
 - 食用工プロン
 - 紙おむつ
 - おしりふき
 - 使用済みの紙おむつ等入れるもの
 - お気に入りのおもちゃ、絵本、DVD等

～病児・病後児保育施設周辺～

